

**第三次北九州市高齢者支援計画
(平成24年度～26年度)分**

**特定施設入居者生活介護(既存施設分)
の指定公募説明会資料**

平成24年8月20日(月)

北九州市保健福祉局介護保険課

目 次

対象施設・対象者について	P 2
応募の受付期間・提出書類	P 3
今後の日程について	P 4
施設整備の方針について	P 5
留意事項	P 6～P 7
禁止事項と欠格事項等について	P 8
その他の留意事項	P 9
問い合わせ先及び書類の提出先	P 9
< 参考資料 >	
主な参考文献	P10
< 評価基準関係 >	
施設整備の評価基準（審査の着眼点）	P11～P15

1 はじめに（一般公募について）

本市では、特定施設入居者生活介護事業所の整備は、第三次北九州市高齢者支援計画（平成24年度～26年度）に基づき計画的な整備を進めます。

そこで、この計画に沿って、その事業者を募集いたしますので、審査基準や関係法令等を十分に理解の上、ご応募下さい。

今回、募集する特定施設入居者生活介護の指定公募において、施設整備等が発生しましても、整備補助金はありませんのであらかじめご了解の上ご応募ください。

2 公募の対象施設について

今回募集する施設は次のとおり

特定施設入居者生活介護（既存施設分）

応募要件等の詳細については P5 を参照

3 公募の対象者について

応募できる方は、次のすべてを満たすものとします。

法人であること。

平成18年4月の福岡県による総量規制導入前に介護付有料老人ホームとしての建設計画を有し、福岡県と協議を行っていた施設で、総量規制の導入によりやむなく、現在、住宅型有料老人ホームとして運営している施設。

平成18年3月31日までに建築確認申請を行っていた施設。

北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針の基準を満たしており、現在、適正な運営を行っている施設。

4 応募の受付期間について

応募する予定の方は、申込意向確認書（別添）を前もって提出して下さい。

【申込意向確認書の提出期限】

平成 24 年 9 月 28 日（金）17 時 15 分まで（持参又は郵送のこと）

申込意向確認書を提出されなくても応募は可能ですが、追加提出資料や応募方法の Q&A などは、この確認書をもとにお知らせすることがありますので、必ず提出して下さい。

応募書類の提出期限は次のとおり。

【応募書類の提出期限】

平成 24 年 10 月 31 日（水）17 時 15 分まで 期限厳守

必ず持参のこと。郵送不可。

17 時 15 分を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

提出先は、北九州市役所 9 階 保健福祉局介護保険課まで（詳しくは P9 参照）

5 提出書類について

別添の提出書類一覧のとおり提出して下さい。

提出された書類は返却いたしません。また応募書類の

提出に要する経費について本市は一切負担しません。

提出部数は、A 4 判でファイリングしたものを

2 部（正本 1 部、副本 1 部）。なお、副本は正本を

そのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。

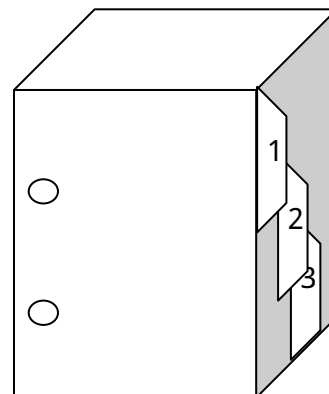
D リングファイルを使用してください。

提出書類は、番号入り仕切紙（白紙のインデックス）

をはさみ、書類番号ごとに分けて綴りご提出ください。

提出書類のうち様式 7 - 2、7 - 3、7 - 4、7 - 5 については、フォント・文字サイズは、HG 丸ゴシック・10.5P で統一してください。

応募書類提出の際に、提出書類のデータ（様式集：提出書類一覧表のデータ欄に「 」があるもの全て）についても CD-R で提出して下さい。



（正本について）

契約書などは、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合、代表者名で次のような原本証明をして下さい。

原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の印影と同じものを使用して下さい。

（代表者名による原本証明の見本）

この写は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

株式会社

代表取締役

実印

6 今後の日程について（予定）

平成 24 年 9 月 28 日	申込意向確認書の提出期限
平成 24 年 10 月 31 日	応募書類の提出期限
11 月上旬～下旬	書類審査・ヒアリング
11 月下旬～12 月中旬	地域密着型分科会で専門的な検討
12 月中旬～下旬	事業予定者の選定・結果の通知（市 応募者）
平成 25 年 1 月～ 平成 25 年 9 月	必要に応じ施設設備の整備 特定施設入居者生活介護の人員配置基準に基づく職員の確保 特定施設入居者生活介護の指定申請 有料老人ホーム事業変更届 書面審査・現地確認等（～9 月中旬）
平成 25 年 10 月 1 日	指定（事業開始）

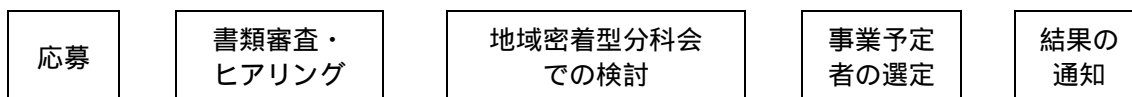
7 選考方法と結果について

事業予定者の選定は、市民や学識経験者等で構成された地域密着型分科会で専門的な検討を行い、その意見を聞いた上で、市が決定します。

審査にあたっては、評価基準（P11～）に沿って審査を行いません。

選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知するとともに、北九州市ホームページで公表します。（平成 24 年 12 月中旬～下旬を予定）

なお、審査結果によっては、事業予定者が選定されないことがあります。



事業予定者として選定された場合、地域密着型分科会で指摘された事項（改善が必要なもの）については必ず改善を行ってください。

8 施設整備の方針について

募集施設は既存の住宅型有料老人ホームで、特定施設入居者生活介護（混合型・一般型）の指定を受けようとするもの。

有料老人ホームの施設設備基準を満たすために増築工事等が必要となる場合、都市計画法など各種関係法令の規制にかかることが考えられるので、原則として公募申請前までに関係部署との協議を終え確実に建設が出来る状況にしておくこと。

市街化調整区域については、平成19年の都市計画法の改正により、開発許可が必要になり、建設可能な場所が限られているので、留意すること。建設可能であるかどうかは、北九州市建築都市局宅地指導課などの関係部署と十分協議すること。なお、北九州市開発審査会審査基準第17号に係る担当部局からの副申については、出すことができない。

介護予防事業所（介護予防特定施設入居者生活介護）としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと。

北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針の基準および特定施設入居者生活介護の基準の両方を満たすこと。

1 施設の定員は、現在届け出ている各有料老人ホームの定員とする。

平成25年10月1日までに介護保険法に基づく指定を受けられること。

指定後は、施設区分は「有料老人ホーム（混合型）」、人員配置区分は「一般型」となる。

「環境未来都市・北九州市」としての取組みの推進を図る観点から、指定項目の「事業所の特徴に関するもの」の中に「環境への配慮」を加え、評価する。

その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

9 留意事項

(1) 応募者について

(応募者についての共通事項)

介護保険法第70条第2項各号等の規定に該当しないこと。

本市が定める指定条件を満たしていること。

・法人が経営する事業所に対し、国・県・市により指導・立入検査等が行われた場合は、指摘事項を改善していること。

・法人が経営する事業所に介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。

法人として適正かつ安定した経営を維持していること。

北九州市介護サービス事業者からの暴力団等排除のための措置に関する要綱第2条1号に定める者及び団体に該当しないこと。

応募にあたっては、株主総会や理事会の議決等により、正式な意思決定を経て応募すること。

(2) 資金計画について

特定施設入居者生活介護の指定を受けるにあたり、事業所整備・備品購入等が必要となった場合、資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画をたてること。

資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明により確認をする。

(預金残高証明：平成24年10月1日時点、その他必要に応じて提出を求める)

(3) 資金の借入先について

借入先については、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・信託銀行・商工組合中央金庫等の政府系金融機関であること。

(4) 運転資金について

事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次の額に相当する現金、普通預金又は当座預金等を、自己資金として確保していること。(銀行等からの借入不可)

併設事業も含め、年間事業費の12分の3以上に相当する額

年間事業費とは応募書類の様式8「資金収支(見込み)計算書」の「支出計」を算定基礎とすること。

年間事業費は1年目の収支を基礎として差し支えないが、12分の3は最低基準であり、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保しておくこと。

(5) 資金収支計画について

資金収支計画については、事業開始から2年間の計画をたてること。

また、併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ2年間の資金収支計画をたてること。

収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みをたてて、利用者確保の見込み（稼働率）や、人員配置、職員の採用計画などに基つき算定すること。

(6) 入居者等への説明について

現在の入居者については、説明と同意の有無を記載した書類を提出すること（別紙様式を参照）。なお、入居者は、特定施設入居者生活介護以外の介護サービスを利用することもできるので、これを含め説明すること。

(7) 地域住民等への説明について

事業運営のために地域住民等の連携が必要であるが、特定施設入居者生活介護の指定を受けて介護保険事業者となることについても事前に了承を得られるようにしておくこと。

開設予定地の地域住民（実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても）については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過と同意書を提出すること（別紙様式を参照）。なお、説明の範囲については地域の実状を十分に把握し、検討すること。必要な範囲への説明を、応募前に完了すること。

地域住民等への説明は、同意書を形式的に求めるものではなく、施設建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要である。

(8) 介護保険法に基づく指定申請及び老人福祉法に基づく変更届について

公募で選定された事業予定者は介護保険法に基づく指定申請を行うこと。

介護保険法に基づく指定申請及び老人福祉法に基づく変更届については、開設予定の2ヶ月前に行うこと。なお、工事が不要ない場合については、特定施設入居者生活介護の人員配置基準を満たした時点で随時指定申請書の提出を行うこと。

指定申請書には、所定の添付書類のほか、職員給与規程、就業規則および職員給与表を添付すること。

指定申請書類
等の提出

書面審査

現地確認

審査終了後、
翌月1日指定

10 禁止事項と欠格事項等について（重要事項）

地域密着型分科会の検討の前に、次の行為を行なった場合、審査を行なうことなく失格とする。

- ・分科会の構成員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

書類の提出期限後（地域密着型分科会の検討まで）は、次に該当する場合、審査を行なうことなく失格とする。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

地域密着型分科会で検討し、市が選定した後に、次に該当する場合、審査結果にかかわらず失格とする。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項（建設場所・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

北九州市介護サービス事業者からの暴力団等排除のための措置に関する要綱に基づき、次に該当する場合は、選定前においては審査を行なうことなく失格とし、また、選定後においては、審査結果にかかわらず失格とする。

- ・提出された役員等の名簿を福岡県警に照会した結果、暴力団等に該当することが判明した場合
- ・上記では暴力団等に該当することが判明せず、事後に暴力団等に該当することが判明した場合

1 1 その他の留意事項

応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。

応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属する。

応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しない。

応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(選定前までの辞退について)

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出すること。(様式任意)

(選定後の辞退について)

事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすことになる。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。

また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表及び必要に応じて分科会等へ説明を行っていただくこととする。

【 問い合わせ及び書類の提出先について 】

ご不明な点等は、原則として FAX (別紙様式「質問票」) でお問い合わせください。
内容によって折り返し回答又は Q&A として回答いたします。

相談等で来庁する場合は、必ず事前に連絡の上、日時の予約を入れてください。また、設計事務所や不動産業者等による単独での相談は受け付けていないので、必ず法人責任者が同行して下さい。

公募に関する、審査状況等については回答できません。

【 問い合わせ先・書類の提出先 】

〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 (北九州市役所 9 階)

北九州市保健福祉局介護保険課 施設サービス係

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 2 7 7 1 FAX 5 8 2 - 2 0 9 5

担当： 有馬・加治

E-mail : ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

提出書類の様式(Word、Excel)をご希望の方は、上記 E-mail アドレスへご請求下さい。メールの表題を「特定施設(既設分)公募応募様式請求」として下さい。

<主な参考文献の紹介>

参 考

「介護保険制度の解説（法令付） - 平成 21 年 5 月版 - 」

発行：社会保険研究所

東京都千代田区内神田 2 - 4 - 6 0 3 - 3 2 5 2 - 7 9 0 1

上記については、平成 24 年 4 月 1 日に介護保険法、老人福祉法等の一部改正及び報酬改定が行われているため、最新の情報については厚生労働省のホームページ等でご確認下さい。

なお、改訂版「介護保険制度の解説（解説編+法令編） - 平成 24 年 4 月版 - 」については、10 月出版予定です。

「介護報酬の解釈¹単位数表編 - 平成 24 年 4 月版 - 」

「介護報酬の解釈²指定基準編 - 平成 24 年 4 月版 - 」

「介護報酬の解釈³Q A ・法令編 - 平成 24 年 4 月版 - 」

発行：社会保険研究所

東京都千代田区内神田 2 - 4 - 6 0 3 - 3 2 5 2 - 7 9 0 1

「老人福祉関係法令通知集 <平成 24 年版> 」

発行所：第一法規株式会社

東京都港区南青山 2 - 1 1 - 1 7 0 1 2 0 - 2 0 3 - 6 9 4

「介護事業所のための介護給付費請求の手引き」

発行：(株)社会保険出版社

<http://www.shaho-net.co.jp/>

<主な参考ホームページ>

厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp>

独立行政法人 福祉医療機構（ワムネット）ホームページアドレス

<http://www.wam.go.jp>

福岡県ホームページアドレス（介護保険課）

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

北九州市ホームページアドレス（介護保険課）

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

評 価 基 準

以下の要件を満たさない場合は、募集数に達していなくても選定されません

- ・基本項目について
すべての項目において基準に適合していること
- ・評価項目について
評価結果が、基準点（60点）以上であること

特定施設入居者生活介護(既存施設分) 評価基準

【基本項目】 審査基準に適合しているかどうかを審査する項目(必須要件)

事業所設置者(法人)に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
共通事項	介護保険法に基づく欠格条件	介護保険法第70条第2項各号等の規定に該当しないこと
	介護サービス事業者からの暴力団等排除のための措置に基づく欠格条件	北九州市介護サービス事業者からの暴力団等排除のための措置に関する要綱第2条1号に定める者及び団体に該当しないこと
施設設置者の状況	事業経営の実績	適正かつ安定した事業経営の実績があること
	本市が定める指定条件	法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること
	第三者評価	第三者評価を受けている、または受ける予定であること

事業所運営の確実性に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保	運転資金は年間事業費の12分の3以上の資金を確実に確保できること
	収支計画	人員配置等を考慮し、借入金の償還計画を含めた収支計画が適正であること
建物	設備基準	居室等の面積や必要な設備の有無など北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合すること
	建物の各種法令等適合	居室等の面積や必要な設備の有無などが建築基準法、消防法など各種法令等に適合すること(福岡県福祉のまちづくり条例なども注意)

事業所運営の確実性に関するもの(つづき)

大項目	中項目	主眼・着眼点
入居者・地域との関係	入居者に対する説明	特定施設入居者生活介護の公募に応募することについて、入居者に対する説明が十分になされ、理解と同意が得られるようにしていること
	地域住民に対する説明	地域住民(実際に近隣に居住している住民のほか、自治会や町内会などの組織についても)に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
協力医療機関	協力医療機関の確保	協力医療機関・歯科医療機関が確保できることが確実であること
その他	指定を受けるにあたっての支障	上記の他、事業所運営にあたり支障がないこと

指定基準等に関するもの

大項目	中項目	主眼・着眼点
特定施設入居者生活介護	登録定員	当該有料老人ホームの定員数と同じであること
有料老人ホーム	介護予防事業	介護予防特定施設入居者生活介護事業所としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと
	指定基準との適合	介護保険法等に基づく指定基準(設備基準・人員基準・運営基準)等に適合すること
	設置・運営に関する指導の基準との適合	北九州市有料老人ホーム設置運営指導指針に適合すること

特定施設入居者生活介護(既存施設分) 評価項目及び配点

【評価項目】				配点
大項目	様式NO	中項目	主眼・着眼点	
基本方針	1	法人の経営理念	介護保険事業を営む事業者としての経営理念(有料老人ホーム及び特定施設入居者生活介護の意義や役割を踏まえたもの)	4
	2	施設の基本方針	経営理念を具体化した施設運営の基本方針	4
運営方針	3	利用者への情報提供、適正な表示	利用者・家族にとって必要な情報の提供や説明及び情報開示、適正な表示等について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	4	利用者一人ひとりへのサービス提供	利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	5	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	6	人材の確保と定着	施設で働く職員の人材確保と定着率の向上について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	7	職員の育成、職場環境	施設で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなどについて基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
利用者保護対策	8	利用者の尊厳の保持	人権・プライバシーの保護やその他日常生活における利用者の尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	9	苦情解決の仕組み	様々な苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	10	事故防止対策及び事故発生時の対応	誤嚥や転倒など日常的な事故やその他様々な事故の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	11	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の防止や発生時の対応・再発防止などに関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	12	非常災害対策	火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	13	虐待防止対策、身体拘束廃止	虐待防止対策や身体拘束廃止に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	14	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	2

将来を見据えた方針	15	地域との連携	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、地域社会に溶け込む工夫など、利用者のための地域連携について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
	16	地域住民への生活支援	地域の介護拠点として、利用者以外の地域住民に対して、住み慣れた地域で生活を継続していくための介護予防や併設事業、その他独自の取組みなどの支援策についての基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	17	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策、設計上の配慮や設備・家具等ハード面の取組み	3
	18	医療と介護の連携	医療ニーズの高い利用者に対する医療と介護の提供について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための課題と方策	3
その他		事業計画の具体性・実現性と継続性	事業計画を確実に実現し継続するための整合性等について、応募書類及びヒアリングにおける提案内容の確認の結果を基に評価	15
基本方針・運営方針に関するもの(小計)				70
ハード面・ソフト面での施設の特徴	19	環境への配慮	「環境未来都市・北九州市」で施設を開設する事業者としての、施設整備・事業運営上の環境への配慮	2
	20	その他創意工夫や取組みの特徴	ハード面・ソフト面を通じて、先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴	4
	21	施設面での特徴	食事・排泄・入浴など生活の場としての居住空間、くつろぎや交流の場、健康・生きがい施設やその他将来を見据えた創意工夫のある設計・設備や家具等ハード面の特徴	6
		立地面での特徴	住み慣れた地域、住宅地や利便性・安全性など周辺環境・敷地の状況などの特徴	12
		設置場所	既存施設等との距離や偏りのない施設配置	6
事業所の特徴に関するもの(小計)				30
合 計				100